

平成24年11月
上下水道局総務部用度課

設計図書の電子閲覧の試行実施について

上下水道局では、入札参加者の利便性の向上と入札コストの削減を図るため、11月から**建設工事及び建設工事に関する設計、調査、測量業務等の入札の一部**について、設計図書（全部又は一部）の**ダウンロードが可能となる電子閲覧**を試行的に実施します。電子閲覧の取扱いは以下のとおりです。

1 工事の一般競争入札（事後確認型を含む。）の場合

- (1) 電子閲覧は、**電子入札を実施する案件**において、電子入札システム内でのみ行うことができ、来庁端末機では利用できません。来庁端末機を利用する入札者は、電子閲覧を実施する場合でも、これまでどおり設計図書を上下水道局の指定する場所で必ず購入してください。
- (2) 電子閲覧を実施する場合、当面、**原則として工事図面以外の設計図書のみを電子閲覧の対象**とします。**工事図面の電子閲覧ができない場合は、入札参加に当たって、上下水道局の指定する場所で必ず工事図面を購入してください。**
なお、一部の工事については、工事図面を含めた設計図書すべての電子閲覧を実施する場合があります。

2 工事の通常型指名競争入札の場合

- (1) 電子閲覧は、**電子入札を実施する案件**において、電子入札システム内でのみ行うことができ、来庁端末機では利用できません。来庁端末機を利用する入札者は、電子閲覧を実施する場合でも、これまでどおり用度課で設計図書の貸与を受けてください。
- (2) 電子閲覧を実施する場合、当面、**原則として工事図面以外の設計図書のみを電子閲覧の対象**とします。**工事図面の電子閲覧ができない場合は、用度課で貸与しますので、入札期間前に用度課の窓口で受け取ってください。**
なお、一部の工事については、工事図面を含めた設計図書すべての電子閲覧を実施する場合があります。

3 設計、調査、測量等の入札の場合

- (1) 電子閲覧は、**電子入札を実施する案件**において、電子入札システム内でのみ行うことができ、来庁端末機では利用できません。来庁端末機を利用する入札者は、電子閲覧を実施する場合でも、これまでどおり用度課で設計図書の貸与を受けてください。
- (2) 電子閲覧を実施しない場合は、入札期間前に用度課で設計図書の貸与を受けてください。

4 電子閲覧が可能な期間

電子閲覧を実施する案件において、電子閲覧が可能な期間は次のとおりです。

ア 一般競争入札（事後確認型）の場合

公告日から入札期間の初日の前日まで（ただし、電子入札システムの利用が可能な時間帯（平日の午前9時から午後5時まで）のみ）

イ 一般競争入札（事前審査型）の場合

資格確認通知書発行後、入札期間の初日の前日まで（ただし、電子入札システムの利用が可能な時間帯（平日の午前9時から午後5時まで）のみ）

ウ 通常型指名競争入札の場合

指名通知書発行後、入札期間の初日の前日まで（ただし、電子入札システムの利用が可能な時間帯（平日の午前9時から午後5時まで）のみ）

5 その他注意事項等

- (1) 電子閲覧が可能な設計図書についても、購入することは可能です。
- (2) 工事図面の電子閲覧を実施する場合、A3サイズに縮小している場合があります。
- (3) 電子閲覧は試行的に実施するものであり、11月以降でも電子閲覧を実施しない入札があります。
- (4) 入手した設計図書（電子化された設計図書を含む。）は、当該入札の積算及び落札した場合の契約履行にのみ利用することとし、それ以外の目的に利用することを禁止します。